

入札説明書

国立療養所栗生楽泉園洗濯場改修工事に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 平成26年 10月 30日

2 契約担当官等

支出負担行為担当官 国立療養所栗生楽泉園事務部長 石川 武志

3 工事概要

(1) 工事名 国立療養所栗生楽泉園洗濯場改修工事

(2) 工事場所 群馬県吾妻郡草津町大字草津乙647

(3) 工事内容 不自由者棟(376㎡)の一部を改修して洗濯場として整備する。
改修面積は236㎡RC-1F ドライクリーニング室、洗濯室、乾燥室、仕上室、
収納庫

(4) 工期 契約締結日の翌日から平成27年3月27日まで

(5) 工事種目 建築一式

(6) 本工事は、提出資料、入札等を紙入札で行う。

4 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 平成25・26年度厚生労働省(関東甲信越地域)「建築一式」において「B、C又はD等級」の一般競争参加資格の認定を受けていること。(会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、関東甲信越地域の一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

(3) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てをした者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

(4) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

① 1級又は2級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級又は二級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣若しくは建設大臣が1級又は2級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者である。

② 監理技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係が技術資料受付日以前に3ヶ月以上あること。

③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、以下の者を

いう。

- ・平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者。
- ・平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成16年3月1日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者。

- (5) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、厚生労働省から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 3（1）に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (7) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(イ) 親会社と子会社の関係にある場合

(ロ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(ロ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (8) 群馬、埼玉、長野、栃木、新潟県内及び東京都内のいずれかに建設工事に係る許可を受けた本店、支店その他の営業所が所在すること。
- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (10) 次の事項に該当する者は、競争に参加できない。
- ① 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者。
 - ② 経営状況又は信用度が極度に悪化している者。

5 設計業務の受託者等

- (1) 4（6）の「3（1）に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

東京都中央区新川1丁目2番目12号

株式会社 山下テクノス 電話 03-5541-6211

- (2) 4（6）の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」と

は、次の①又は②に該当する者である。

- ① 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者。
- ② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者。

6 担当部局

〒377-1711（住所）群馬県吾妻郡草津町大字草津乙647

国立療養所栗生楽泉園

会計課 施設管理班 施設管理係

電話：0279-88-3030（内線225）

FAX：0279-88-5473

7 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、5に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書、資料を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書、資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- ① 提出期間：、平成26年10月31日（金）から平成26年11月17日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日とする。
- ② 提出場所：上記6に同じ。
- ③ 提出方法：申請書、資料の提出は、②の場所に持参する。郵送は、書留郵便（速達）で6宛に提出すること。電送（ファクシミリ）によるものは受け付けない。
- ④ ファイル形式：Word、エクセル、PDFファイル

- (2) 申請書は、別記様式1により作成すること。

- (3) 資料は、配置予定の技術者

4（4）に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他仕事の従事状況等を別記様式3に記載すること。記載する同種の工事の経験の件数は1件でよい。なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載することもできる。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。

他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止等の措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

- (4) 競争参加資格の確認は、申請書の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成26年11月18日（火）までに電子メールで通知する。
- (5) 設計図書の交付期間、場所及び方法

- ① 期間：平成26年10月31日（金）から平成26年11月17日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日とする。9時から17時まで。
- ② 場所：6に同じ。
- ③ 交付に当たっては、実費を徴収するものとする。なお、配布は競争参加資格があることを確認された者を対象とし、支出負担行為担当官からの競争参加資格確認通知書の写しを持参すること。

(6) 競争参加資格確認資料のヒアリング

競争参加資格確認資料のヒアリングについては、原則として実施しない。

(7) その他

- ① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 支出負担行為担当官は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして支出負担行為担当官が承認した場合にはこの限りではない。
- ⑤ 申請書及び資料に関する問い合わせ先
6に同じ。
- ⑥ 申請書及び資料の提出をする場合は、配布された様式（FD）【Word、エクセル、PDFで保存】で作成を行うものとし、複数の申請書類は1つのファイルにまとめ、ファイル要領は1MB以内で作成を行う。契約書などの印がついているものは、スキャナーで読み込み本文に貼り付けるか又はコピーを平成26年11月17日（月）までに持参すること。

8 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

- ① 提出期限：平成26年11月26日（水）17時。
- ② 提出場所：6に同じ。
- ③ 提出方法：書面を持参することにより提出する。郵送又は電送（ファクシミリ）によるものは受け付けない。

(2) 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、平成26年12月2日（火）までに説明を求めた者に対し、紙により回答する。

(3) 支出負担行為担当官からの理由等の説明に不服がある者は、(2)の書面を受け取った日から7日（休日を除く）以内に、書面により、厚生労働省医政局医療政策課長に対し再苦情の申立てを行うことができる。再苦情申立てについては入札監視委員会が審議を行う。

- ① 再苦情申立ての受付窓口及び受付時間：6に同じ。土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時から17時まで。
- ② 再苦情申立てに関する手続き等を示した書類等の入手先：6に同じ。

9 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面(様式は自由)により提出すること。

① 受領期間：平成26年10月31日(金)から平成26年12月1日(月)まで。持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時から17時まで。

② 提出場所：6に同じ。

③ 提出方法：書面を持参し、又は郵送(書留郵便に限る。)することにより提出することもできる。電送(ファクシミリ)によるものは受け付けない。

(2) (1)の質問に対する回答書は、電子メール又は紙により回答する。また、次のとおり閲覧に供する。

① 期間：平成26年12月2日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時から17時まで。

② 場所：6に同じ。

10 現場説明は行わない

11 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 入札は紙により持参すること。

① 紙により平成26年12月3日(水)10時40分までに持参する

② 開札は、平成26年12月3日(水)11時00分
郵便による入札受領は行わない。

(2) 場 所：国立療養所栗生楽泉園 事務本館 会議室において行う。

(3) その他：競争入札の執行に当たっては、競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

12 入札方法等

(1) 入札書は持参すること。郵送又は電送(ファクシミリ)による入札は認めない。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

(4) 落札者がいないときの随意契約(以下「不落随契」という。)に移行する場合の意向確認は以下による。

① 見積書提出意思のある者は見積書の提出を行うこと。

② 見積書提出意思のない者は辞退届を必ず提出すること。

③ 何ら意思表示のない者は見積書提出意思のない者と見なす。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除。

(2) 契約保証金 免除。ただし、落札者は公共工事履行保証証券による保証(かし担保保証特約を付したものに限り。)を付すものとする。この場合の保証金額は、請負

代金額の10分の1以上とする。

14 工事内訳書の提出

(1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した当該工事費内訳書の提出を求める。

工事費内訳書の内容は、「積算数量参考書」を参考に工事種目及び各工事種目に対応する科目別内訳書、細目別内訳書に摘要、単位、数量及び単価に対応する金額を表示したもの（配布された様式）とする。

なお、「積算数量参考書」は予定価格の基となる工事費内訳書から単価及び金額等を削除するなど加工・編集を施したものを提供するものであり、工事請負契約書第1条に定める設計図書ではなく、参考資料（参考数量）として取り扱うこととし、請負契約上の権利、義務を生じさせるものではない。また、「積算数量参考書」に記載されている数量そのものの差異等に係わる質問については、入札説明書に対する質問と区別し、差異の根拠となる数量を算出した過程を示す数量算出書等の根拠資料等も合わせて提出すること。

(2) 工事費内訳書の様式は配布された様式で作成（Excel形式で保存）を行う。持参の場合、工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。

(3) 工事費内訳書は返却しない。

(4) 工事費内訳書は、参考図書として提示を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(5) 入札参加者は、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し、記名及び押印を行った工事費内訳書を提出しなければならない。また、契約担当官等が提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。また、工事費内訳書が別表各項に該当する場合又は未提出の場合は、原則として該当入札者の入札を無効とする。

別表

1 未提出であると認められる場合（未提出と同視できる場合を含む。）	(1) 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合 (2) 内訳書とは無関係な書類である場合 (3) 他の工事の内訳書である場合 (4) 白紙である場合 (5) 内訳書に押印が欠けている場合 (6) 内訳書が特定できない場合 (7) 他の入札参加者の様式を入手して使用している場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1) 内訳の記載が全くない場合 (2) 入札説明書又は指名通知書に指示された項目を満たしていない場合
3 添付すべきではない書類	(1) 他の工事の内訳書が添付されていた場合

が添付されていた場合	
4 記載すべき事項に誤りがある場合	(1) 発注者に誤りがある場合 (2) 発注案件名に誤りがある場合 (3) 提出業者名に誤りがある場合 (4) 内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5 その他未提出又は不備がある場合	

15 開札

開札は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。ただし、発注者の承諾を得て、入札参加者が紙による入札を行う場合には、工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。1回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱われる。

16 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に於いて4に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

17 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

18 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、4(5)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

19 契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

20 支払条件

前金払……請負代金の40%以内
完成払

21 火災保険付保の要否 要。

22 再苦情申立て

支出負担行為担当官からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、8（2）の回答を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く）以内に、書面により、厚生労働省医療経営支援課長に対して、再苦情の申立てを行うことができる

23 関連情報を入手するための照会窓口

6に同じ。

24 その他

- （1）契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- （2）入札参加者は、別冊競争契約入札心得及び契約書案を熟読し、競争契約入札心得を遵守すること。
- （3）申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- （4）落札者は、7の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- （5）第1回目の入札が不調となった場合、ただちに再度入札に移行する。
- （6）その他詳細不明の点についての照会先
6に同じ。

(別記様式1)

(用紙A4)

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立療養所栗生楽泉園事務部長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

平成26年10月6日付けで公告のありました国立療養所栗生楽泉園洗濯場改修整備工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、被保佐人又は被補助人並びに破産者で復権を得ない者でないこと並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札説明書7(3)①に定める施工実績を記載した書面
- 2 入札説明書7(3)②に定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
- 3 入札説明書7(3)③に定める契約書の写し

注) 契約担当官等の承諾を得て紙入札方式とする場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手をはった長3号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

(別記様式 2)

(用紙 A 4)

同種又は類似の工事の施工実績

会社名：

競争参加資格		鉄骨鉄筋コンクリート造地上〇〇階以上 地下〇階以上で、延床面積〇, 〇〇〇㎡ 以上の事務所・庁舎
工事名称等	工事名称	
	発注者名	
	施工場所	(都道府県・市町村名)
	契約金額	
	工期	平成 年 月 ~ 平成 年 月
	受注形態等	単体/JV (出資比率)
工事概要	建物用途	
	構造・階数	
	建物規模	
	特殊構造条件	

注) 公告において明示した資格があることを判断できる必要最小限の項目を設定すること。

(別記様式3)

(用紙A4)

主任（監理）技術者等の資格・工事経験等

会社名：

配置予定者の氏名	主任（監理）技術者 ○○ ○○（フリガナを記載）
法令による資格・免許	一・二級建築施工管理技士（取得年及び登録番号） 一・二級建築士（取得年及び登録番号）

競争参加資格	延床面積100㎡ 新築、増築、改築工事 病院、ホテル、旅館、宿泊設備を有する福祉施設	
工事経験の概要	工事名称	
	発注者名	
	施工場所	（都道府県・市町村名）
	契約金額	
	工期	平成 年 月 ～ 平成 年 月
	従事役職	監理（主任）技術者・現場代理人
	建物用途	
	構造・階数	
	建物規模	
	特殊構造条件	
申請時における他工事の従事状況等	工事名称	
	発注者名	
	工期	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
	従事役職	監理（主任）技術者・現場代理人
	本工事と重複する場合の対応措置	例) 本工事に着手する前の○月○日から後片付け開始予定のため本工事に従事可能

注) 公告において明示した資格があることを判断できる必要最小限の項目を設定すること。

注) 申請時における他工事の従事状況は、従事しているすべての工事について、本工事を落札した場合の技術者の配置予定等を記入すること。

(用紙A4)

競争参加資格確認通知書

平成 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 殿

〇〇〇〇

先に申請のあった国立療養所栗生楽泉園洗濯場改修整備工事に係る競争参加資格について、下記の通り確認したので、通知します。

記

公 告 日	平成 年 月 日	
工 事 名	工事	
競争参加資格の有無	有	
	無	
	競争参加資格がないと認められた理由	

なお、競争参加資格がないと通知された方は、当職に対して競争参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、平成〇年〇月〇日までに会計課施設管理係へその旨を記載した書面を提出して下さい。

競争契約入札心得

(目的)

第1条 国立療養所栗生楽泉園所掌の契約に係る一般競争及び指名競争（以下「競争」という）を行う場合における入札その他の取扱いについては、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号。以下「令」という。）〔、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）〕、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(一般競争参加の申出)

第2条 一般競争に参加しようとする者は、令第74条の公告において指定した期日までに、令第70条の規定に該当する者でないことを確認することができる書類及び当該公告において指定した書類を添え、契約担当官等（会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）にその旨を申し出なければならない。

(入札保証金等)

第3条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札執行前に、見積金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を歳入歳出外現金出納官吏又は取扱官庁に納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 入札参加者は、前項ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を契約担当官等に提出しなければならない。

3 入札参加者は、入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供する場合は、関係職員の調査を受け、その面前においてこれを封かんのうえ、氏名及び金額を封皮に明記して該当提出書（有価証券を提供する場合は、該当提出書及び印鑑）を添えて差し出さなければならない。

4 入札参加者は、第1項本文の規定により提供する入札保証金に代わる担保が銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）に対する定期預金債権である場合においては、当該債権に質権を設定し、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行等の承諾を証する確定日付のある書面を提出しなければならない。

5 入札参加者は、第1項本文の規定により提供する入札保証金に代わる担保が銀行等の保証である場合においては、当該保証に係る保証書を提出しなければならない。

6 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後にその受領証書と引換えにこれを還付する。

(入札等)

第4条 入札参加者は、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は、様式1により作成し、封かんのうえ、入札者の氏名を表記し、公告又は通知書に示した時刻までに、入札函に投入しなければならない。

3 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

5 入札参加者は、令第71条第1項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

(入札の辞退)

第4条の2 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

一 入札執行前であつては、入札辞退届(様式2)を契約担当官等に直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)して行ふ。

二 入札執行中であつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行ふ。

3 入札を辞退したものは、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第4条の3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格、又は入札意思についていかなる相談も行わず独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第5条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(無効の入札)

第6条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

一 競争に参加する資格を有しない者のした入札

二 委任状を持参しない代理人のした入札

三 所定の入札保証金又は保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札

四 記名押印を欠く入札

五 金額を訂正した入札

六 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

七 明らかに連合によると認められる入札

八 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

九 その他入札に関する条件に違反した入札

(入札書等の取り扱い)

第6条の2 提出された入札書は開札前も含め返却しないこととする。入札参加者が連合し若しくは不穩の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足る事実を得た、場合には入札書及び工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

(落札者の決定)

第7条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格(会計法第29条の6第2項に規定する契約にあつては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なもの)をもつて入札した者を落札者とする。ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1000万円を超える工事又は製造その他の請負業務

について、落札者となるべき者の入札価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて入札した他の者のうち最低の価格（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあつては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なもの次に有利なもの）をもつて入札した者を落札者とする。

- 2 予算決算及び会計令第85条の基準に該当する入札を行った者は、契約担当官等の行う調査に協力しなければならない。

（再度入札）

第8条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

（同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定）

第9条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わつて入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

（契約保証金等）

第10条 落札者は、契約書の案の提出と同時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

- 2 第3条第2項の規定は、前項ただし書の場合について準用する。
- 3 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金を納付する場合には、あらかじめ、現金を取扱官庁の保管金取扱店（日本銀行の本店、支店又は代理店）に振り込み、保管金領収証書の交付を受け、これに保管金提出書を添えて取扱官庁に提出しなければならない。
- 4 落札者は第1項本文の規定により契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が有価証券であるときは、あらかじめ、当該有価証券を取扱官庁の保管有価証券取扱店（日本銀行の本店、支店又は代理店）に払い込み、政府保管有価証券払込済通知書の交付を受け、これに保管有価証券提出書を添えて取扱官庁に提出しなければならない。
- 5 第3条第5項の規定は、第1項の規定により提供する契約保証金に代わる担保が銀行等または公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証である場合について準用する。

（入札保証金等の振替え）

第11条 契約担当官等において必要があると認める場合には、落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に振り替えることができる。

（契約書等の提出）

第12条 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約担当官等から交付された契約書の案に記名捺印し、落札決定の日から7日以内に、これを契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。
- 3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書その他これに準ずる書面を契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等

がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(異議の申し立)

第13条 入札をしたものは、入札後、この心得、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

入 札 書

一 金

件 名 国立療養所栗生楽泉園洗濯場改修工事

競争契約入札心得及び現場説明書等を承諾の上、入札します。

平成 年 月 日

入札者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

支出負担行為担当官
国立療養所栗生楽泉園
事務部長 石川 武志 殿

入札辞退届

件名 国立療養所栗生楽泉園洗濯場改修工事

上記について指名を受けましたが、都合により辞退します。

平成 年 月 日

入札者

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

支出負担行為担当官
国立療養所栗生楽泉園
事務部長 石川 武志 殿

現場説明書

工事名 国立療養所栗生楽泉園洗濯場改修工事

平成26年10月

国立療養所栗生楽泉園

1. 入札（又は見積書の提出）について

- (1) この工事の入札（又は見積書の提出）に当たっては、一般競争入札の公告（又は見積依頼書）、入札説明書、特記仕様書、図面、工事請負契約書（案）及びこの現場説明書をよく確認のうえ、入札書（又は見積書）を提出するものとする。
- (2) この工事の入札（又は見積書の提出）に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度として（入札説明書を参照のこと）、入札金額の読上げについては、各回とも最低のみとし、落札者の決定時には落札者も併せて行う。

2. 最低価格の入札者を必ずしも落札者としめない場合について

- (1) この工事には、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第85条（同令第98条において準用する場合を含む。）の基準（調査基準価格）を設定している。
- (2) 調査基準価格を下回った入札があった場合には、入札を「保留」として終了し、調査の上、その結果を後日通知する。
- (3) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、当職が行う契約の内容に適合した履行がされるか否かの事情調査に協力するものとする。

3. 入札保証について

入札保証金（※印を適用する。但し○印がある場合は○印を適用する。）

※ 免除

- ・ 落札者が契約を結ばないことにより生ずる損害をてん補する入札保証保険契約に係る証券

4. 契約の保証について

- (1) 落札者（又は随意契約の相手方）は、工事請負契約書案の提出とともに、債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券を提出しなければならない。
- (2) 予決令第100条の2第1項第1号の規定により工事請負契約書の作成を省略することができる工事請負契約（契約金額が150万円を超えない工事請負契約）である場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。

5. 工事請負契約書案について

- (1) 第7条（下請負人の通知）関係

請負者は、下請負人に請け負わせようとする時は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年11月27日法律第127号）の規定により、あらかじめ、当該下請負人の商号又は名称その他を所定の様式により通知すること。

- (2) 第9条（監督職員）関係

第5項の設計図書に定める書面は、次のとおりとする。

- ① 変更見積書

- ② 工事請負変更契約書
 - ③ 前払金請求書及び前金払に係る保証証書（中間前金払の場合を除く。）
 - ④ 既済部分代金請求書
 - ⑤ 完済部分代金請求書（指定部分代金請求書）
 - ⑥ 完成代金請求書
- (3) 第10条（現場代理人及び主任技術者等）関係
- 第1項の規定により現場代理人、主任技術者、監理技術者及び専門技術者を「発注者」に通知するときは、所定の様式に経歴書を添付して、契約締結後14日以内に提出すること。
- (4) 第18条（条件変更等）関係
- 第1項の規定により監督職員に通知する場合には、単に事実関係のみでなく、設計図書の修正等に必要な資料、図面等を添付すること。
- (5) 第19条（設計図書の変更）関係
- 請負代金内訳の変更について、内訳書に記載のない項目が生じた場合若しくは内訳書によることが不適当な場合で特別な理由がないときは変更時の価格に落札率を乗じた価格を基礎として発注者と受注者とが協議して定めることとする。
- (6) 第25条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）関係
- ① 賃金又は物価の変動による請負代金額の変更（以下「スライド」という。）は、残工事の工期が2月以上ある場合に行う。
 - ② 変動前残工事代金額の算定の基礎となる残工事量の確認については、スライド請求があった日から起算して14日以内で、発注者と請負者が協議して定める日において総括監督員又は主任監督員が確認する。この場合において、請負者の責により遅延していると認められる工事量は、残工事量に含めない。
- (7) 第29条（不可抗力による損害）関係
- ① 第4項の「請負代金額」とは、損害を負担する時点における請負代金額をいう。
 - ② 1回の損害額が当初の請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を超えるときは20万円）に満たない場合は、第4項の「当該損害の額」は0として取り扱うこと。
- (8) 第35条（保証契約の変更）関係
- ① 第34条第6項の規定により前払金超過額を返還する場合における前払金の保証契約の変更は、その超過額を返還した後に行うものとし、その変更後の保証金額は、減額後の前払金額を下回らない額とする。
 - ② 請負者は、第3項の保証事業会社への通知により保証事業会社から保証期限変更通知書が送付されたときは、その写し1部を発注者に提出すること。
- (9) 第39条（国庫債務負担行為に基づく契約の特則）関係
- （※印を適用する。但し○印がある場合は○印を適用する。）

国庫債務負担行為

- ※ 無し
- ・ 有り

6. 指導事項について

- (1) 大型貨物自動車等による過積載等の防止については、次のとおり取り扱うものとする。
 - ① 積載重量制限を超過して土砂等を積み込まず、また、積み込ませないこと。
 - ② 過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないこと。
 - ③ 建設発生土の処理及び骨材等の購入等に当たっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
 - ④ さし枠装着車、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（昭和42年法律131号）（以下「ダンプカー規制法」という。）の表示番号の不表示車（以下「不表示車」という。）等へ土砂等を積み込まず、また、積み込ませないこと。
 - ⑤ さし枠装着車、不表示車等が工事現場に出入りすることのないようにすること。
 - ⑥ 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
 - ⑦ 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
 - ⑧ ダンプカー規制法の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体等への加入者の使用を促進すること。
 - ⑨ 下請負人又は資材納入業者を選定するに当たっては、業者に関し大型貨物自動車等によって悪質かつ重大な事故を発生させた者又は交通安全に関する配慮に欠ける者を発生させた者を排除すること。
 - ⑩ ①～⑨について、下請負人に指導すること。
- (2) 建設労働者の福祉向上及び企業経営の安定のため、法定外労災制度の加入について配慮すること。
- (3) 建設労働者の確保及び適正な労賃の維持等による労働条件の改善を図るとともに、労働災害の防止に特段の注意を払うこと。
- (4) 工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針」（<http://www.mlit.go.jp/common/000004897.pdf>）において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、代金支払等の適正化（請負代金の支払をできる限り早くすること、できる限り現金払とすること及び手形で支払う場合、手形期間は120日以内でできる限り短い期間とすること等）、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。
- (5) 建設業退職金共済制度は、次のとおり取り扱うものとする。
 - ① 建設業者は、自ら雇用する建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者共済手帳に共済証紙を貼付すること。
 - ② 請負者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を併せて購入して現物により交付すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すべきこと。
 - ③ 請負者は、建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を工事契

約締結後1か月以内に、発注者に提出すること。

なお、工事契約締結当初は工場製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合においては、あらかじめその理由及び共済証紙の購入予定時期を書面により申し出ること。

- ④ 請負者は、③の申出を行った場合、請負代金額の増額変更があった場合において、共済証紙を追加購入したときは、当該共済証紙に係る収納書を工事完成時まで提出すること。

なお、③の申出を行った場合又は請負代金額の増額変更があった場合において、共済証紙を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申し出ること。

- ⑤ 共済証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、共済証紙の受払簿その他関係資料の提出を求めることがある。
- ⑥ 建退共制度に加入せず、又は共済証紙の購入若しくは貼付が不十分な建設業者については、指名等において考慮することがある。
- ⑦ 下請業者の規模が小さく建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合は、元請業者に建退共制度への加入手続、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。

- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定により、請負者が工事現場に置かなければならない専任の主任技術者又は専任の監理技術者については、適切な資格、技術力等を有する者（他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事に係る職務にのみ従事する者で、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置すること。ただし、次の①から③の期間については、工事現場への専任を要しない。

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は架設工事等が開始されるまでの期間）。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議して定める。
- ② 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間。なお、検査が終了した日は、発注者が完成を確認した旨、請負者に通知した日とする。
- ③ エレベーター設備工事等において、製品の製作が、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで行われる場合であって、製品の工場製作のみが行われている期間。

- (7) 請負者が工事現場ごとに置かなければならない専任の監理技術者は、当該建設工事に関し建設業法第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者（当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合にあっては、同号イに該当する者又は同号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者）で、監理技術者資格者証（以下「資格者証」という。）及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者のうちから選任すること。選任された監理技術者は、発注者から請求があったときは、資格者証及び講習修了証を提示すること。

- (8) (6) 及び (7) のほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。

(9)欠番

(10) 低入札価格調査制度調査対象工事については、次のとおり取り扱うものとする。

予決令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合には、次の業務を行うこと。

① 施工体制台帳の提出及びその内容のヒアリング

1) 請負者は、監督員の求めに応じて、施工体制台帳を監督員に提出する。

2) 1)の書類の提出に際して、その内容のヒアリングを監督員から求められたときは、請負者の支店長、営業所長等をもって応じること。

② 施工計画書の内容のヒアリング

(11)に規定する標準仕様書に基づく施工計画書を提出する際に、その内容のヒアリングを監督員から求められたときは、請負者の支店長、営業所長等をもって応じること。

(11) 標準仕様書とは、国土交通省大臣官房官庁営繕部の制定した次のものをいい、今回の工事に適用する。なお、標準仕様書は国土交通省のホームページよりダウンロードすることができる。

公共建築工事標準仕様書

建築工事編

電気設備工事編

機械設備工事編

公共建築改修工事標準仕様書

建築工事編

電気設備工事編

機械設備工事編

(12) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

① 厚生労働省が発注する建設工事（以下「発注工事」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

② ①により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

③ 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

(13) 官公署その他への届出手続等

① 工事の着手、施工、完成にあたり、関係官公署その他への関係機関への必要な届出手続等を遅滞なく行う。

② 必要な届出手続とは、関係法令等により施工者が行うと定められている手続を指すほか、手続の代行を含む。

③ 届出手続等を行うに当たっては、届出内容についてあらかじめ監督職員に報告する。

- ④ 関係法令等に基づく官公署その他関係機関の検査においては、その検査に必要な資機材、労務等を提供する。
- ⑤ 届出手続等に当たり必要な労務及び諸経費については受注者が負担する。手続に係る手数料については発注者が負担する。

7. 現場及び技術に係わる事項について

[全般]

- (1) 本工事の解体作業においては、「建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン」を参考に、公衆災害の防止について適切な対策を講じること。ガイドラインは、次のURLからダウンロードすることができる。

http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha03/01/010703_.html

[一般事項]

- (2) 工事实績情報の登録について

請負金額が500万円以上（消費税込み）の元請負人は、工事实績情報を（財）日本建設情報総合センターの工事实績情報システム（CORINS）に登録するものとする。

なお、登録内容を訂正する必要がある場合は、標準仕様書に記載された登録の手順に準じて訂正するものとする。

- (3) 施工体制台帳及び施工体系図の作成等について

- ① 建設業法に基づく施工体制台帳を作成した場合は、施工管理体制に関する次に掲げる事項について記載した文章を監督職員に提出する。また、施工管理体制に変更が生じる場合は、その都度作成し、提出する。（建設業法第24条の7）

- 1) 安全衛生責任者名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者名

- 2) 監理技術者、主任技術者（下請負人を含む）及び元請負人の専門技術者（専任している場合のみ）の顔写真

- 3) 一次下請負人となる警備会社の商号又は名称、現場責任者名、工期

- ② 建設業法に基づく施工体系図等を作成した場合は、工事関係者及び公衆の見やすい場所に施工体系図の掲示を行うこと。（建設業法第24条の7第4項、入札契約適正化法13条第3項）

- ③ 建設業許可を受けた建設業者（下請負者を含む）は建設業法に基づく標識を、工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示を行うこと。（建設業法第40条、同規則第25条）

[工事現場管理]

- (4) 工事に先立ち作業員名簿を提出する。

- (5) 作業員には監督職員が認めた腕章等を着用させる。

- (6) 工程計画及び工事の実施は、事前に監督職員及び施設と打ち合わせを行う。

- (7) 請負者は、監理技術者、主任技術者（下請負を含む。）及び元請負の専門技術者（専任している場合に限る。）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。

- (8) 監督職員又は検査職員から指摘を受けた事については、監督員の指示により事例報告書を作成して提出すること。

[施工]

- (9) 廊下、ホールなど人通りの多い場所での作業は、事前に監督職員及び施設と協議し、縄張り、通行止め等の措置を行い、危険防止を図る。
- (10) 通行者、一般車両のほか、高齢者、障害者等への危険防止や安全性の確保については、監督職員と事前に協議し十分な対策を講ずる。
- (11) 騒音、振動、塵埃等が予想される工事等、施設運営に支障のある作業は、事前に監督職員と協議する。
- (12) はつり作業等においては、事前に既設埋設配管・配線の状況を調査し、損傷を与えないように十分注意する。
なお、消火設備が設けられている付近で改修工事（特にはつり作業等）を行う場合は、誤作動防止及び安全対策のため、当該消火設備に関する資格を有する消防設備士又は消防設備点検資格者を立ち合わせる。
- (13) コンクリート躯体に埋設される配管については、別添1（コンクリート躯体に埋設される配管の取扱い）を参考に施工を行うこと。
- (14) 塗装工事について
塗装業者が当該工事の施工に当たり、品質管理や施工技術の向上を目的として専門工事業団体等の工事指導を希望した場合、現場管理上支障ないと判断すれば当該指導に協力して差し支えない。
- (15) 特記仕様書に室内空気的环境測定について記載がある場合、本工事の引渡前に、必要に応じて室内空気中の化学物質の濃度測定を行い、測定結果を監督職員に報告すること。測定はパッシブ型採取機器により行う。
- (16) 製材等（製材、集成材、合板又は単板積層材）、フローリング、再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板又は木質セメント板）については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）の製材等、フローリング又は再生木質ボードの判断の基準に従い、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」（以下、「ガイドライン」という。）に準拠した証明書（ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が、4月1日より前に契約を締結していることを記載した証明書でもよいこととされている。）を監督職員に提出すること。なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。また、資材の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮する。

基本方針及びガイドラインは、次のURLからダウンロードすることができる。

基本方針 <http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/archive/bp/h21bp.pdf>
ガイドライン <http://www.rinya.maff.go.jp/policy2/ihou/gaidorain.pdf>

[環境対策関係]

(17) 低騒音型・低振動型建設機械の使用について

本工事においては、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関わる規程」（平成9年7月31日 建設省告示第1536号 最終改正 平成20年3月28日 国土交通省告示第361号）に基づき国土交通大臣が型式指定を行った低騒音型・低振動型建設機械を使用するものとする。

ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議の上、必要書類を提出するものとする。

低騒音型建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出するものとする。

(18) 排出ガス対策型建設機械の使用について

本工事において次に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日建設省経機発第249号 最終改正平成14年4月1日国総施第225号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型機械と同等と見なす。

ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

排出ガス対策型建設機械又は排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出するものとする。

種 類	備 考
・バックホウ	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上、260kW以下）を搭載したものに限る。
・トラクタショベル（車輪式）	
・ブルドーザ	
・発動発電機（可搬式、溶接兼用機を含む）	
・空気圧縮機（可搬式）	
・油圧ユニット（基礎工事用機械で独立したもの）	
・ローラ類（ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ）	
・ホイールクレーン	

(19) ディーゼル車排出ガス規制に適合した車両の使用について

① 請負者は、本工事現場で使用し、又は使用される関係車両（以下「本工事関係車両」という。）が、各都道府県のディーゼル車排出ガス規制条例（以下「排出ガス規制条例」という。）の適用を受ける場合は、これに適合した車両を使用しなければならない。

- ② 請負者は、本工事の施工に先立ち、本工事関係車両の「ディーゼル車排出ガス規制に適合する車両の使用」について、排出ガス規制条例の遵守を施工計画書に記載しなければならない。
 - ③ 請負者は、本工事関係車両にディーゼル車を使用する場合には、車検証のコピーを保管し、本工事関係車両を把握しなければならない。
 - ④ 請負者は、取締りにより本工事関係車両に違法行為等があった場合には、直ちに監督職員に報告しなければならない。
 - ⑤ 請負者は、資機材の搬出入等において、資材納入業者に排出ガス規制条例を遵守させるものとする。
- (20) 施工場所の自治体条例によっては、アイドリングストップが義務付けられていることから、条例に従いアイドリングストップを遵守すること。
- (21) 杭打ち、山留め工事に発生する汚泥については、「建設汚泥の再利用に関するガイドライン(H18年6月12日)」により発生資材の減量化に努める。

[仮設工事関係]

- (22) 材料、撤去材及び建設機械の搬出入、作業員の出入口、作業場所及び材料置場は、監督職員より指定された場所を使用する。
- (23) 材料、撤去材等の運搬方法は、監督職員及び施設と打ち合わせ、指定されたエレベーターを使用することができる。
- (24) 既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれのある場合は養生を行う。また、万一損傷等を与えた場合は、請負者の責任において速やかに修復等の処置を行う。
- (25) 監督職員事務所は次による。(※印を適用する。但し○印がある場合は○印を適用する。)

① 設置予定箇所

※設置しない ・ 図面による

② 規模

- ・ 10㎡程度 ・ 20㎡程度 ・ 35㎡程度
- ・ 65㎡程度 ・ 100㎡程度 ・

③ 仕上げ

部 位	仕 上 げ
床	合板張り又はビニル床シート張り
内壁、天井	合板又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルジョンペイント塗り
屋 根	塗装溶融亜鉛めっき鋼板張り、又は鉄板張り、調合ペイント塗り

④ 備品等

監督職員事務所に設置する備品等並びに請負者が負担する消耗品等は、国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号）に基づく特定調達品目を優先的に使用する。

机、椅子	書棚	ホワイトボード	製図板	掛時計	温度計	ゴム長靴
組	台	個	台	個	個	足
雨がっぱ	保護帽	冷暖房機	消火器	湯沸器	衣類ロッカー	懐中電灯
着	個	台	個	個	人用	個
加入電話の付属電話機			掃除具	パソコン	ファクシミリ	
台			個	台	台	

(26) 「建築物等の解体等作業に関するお知らせ」について、工事現場の適切な場所に掲示すること。

(27) 構内既存施設の利用（※印を適用する。但し○印がある場合は○印を適用する。）

工事用水 ・ 利用できない ※利用できる（※有償 ・ 無償）

工事用電力 ・ 利用できない ※利用できる（※有償 ・ 無償）

(28) 指定仮設

- ・ 仮囲い 仕様 ・ 図面による ・
- ・ 仮設間仕切 仕様 ・ 図面による ・
- ・ 仕様 ・ 図面による ・

[建設副産物関係]

(29) 本工事の施工にあたっては、「建築工事における建設副産物管理マニュアル」を参考に適切な処理に努めるものとする。マニュアルは、次のURLからダウンロードすることができる。

http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun/recycle/arch_manual.pdf

(30) 1. セメント及びセメント系固化材を使用した改良土について

① セメント及びセメント系固化材を使用した地盤改良及び改良土を再利用する場合は、六価クロム溶出試験を行い、その結果について監督職員に報告する。

なお、セメント及びセメント系固化材とは、セメントを含有成分とする固化材で、普通ポルトランドセメント、高炉セメント、セメント系固化材、石灰系固化材をいい、これに添加物を加えたものを含める。

② 六価クロム溶出試験は、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」により実施し、土壤環境基準を超えないことを確認する。要領は、次のURLからダウンロードすることができる。

<http://www.mlit.go.jp/tec/kankyou/kurom/pdf/siken.pdf>

2. 再生コンクリート砂の使用について

③ 根切り土又は他現場の建設発生土が埋戻し及び盛土に適さない場合で、場外から山砂等の購入を行う必要が生じた場合には、監督職員と協議し、再生コンクリート砂（「コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準（案）」の再生砂による。以下同じ。）の使用を検討する。

なお、再生コンクリート砂を使用するにあたっては、「公共建設工事における再生コンクリート砂の使用に係る留意事項について（平成19年10月11日付け国官技第181号、国官総第458号、国営計第65号、国総事第45号）」により実施する。

④ 「公共建設工事における再生コンクリート砂の使用に係る留意事項について」における「透水性を有し、浸透した水が土壌又は公共用水域へ拡散するおそれのある箇所」とは、浸透柵や未舗装部分の埋設配管まわり等が考えられるので、それらの部位に用いる場合、六価クロム溶出試験を行うなどして、安全性を確認する。

(31) PCB含有シーリング材の処理

特記仕様書にPCB含有シーリング材の処理が記載された場合又はPCB含有シーリング材が工事中に確認された場合、適切に処理すること。

[工程関係]

(32) 工程関係（※印を適用する。但し○印がある場合は○印を適用する。）

① 指定部分 ・ 有 ※ 無

対象範囲 : 特記仕様書・図面による。

工期 : 平成 年 月 日

② 部分使用 ・ 有 ※ 無

使用場所 : 特記仕様書、図面による。

使用期間 : 平成 年 月 日～平成 年 月 日

③ 中間技術検査 ・ 有 ※ 無

実施回数 :

実施する段階 :

④ 工程関係

特定元方事業者の指名

請負者は、発注者から労働安全衛生法（昭和47年法律57号）第30条第2項の規定に基づく特定元方事業者として指名された場合、次の関連工事における労働災害の防止に努めるものとする。

また、特定元方事業者に指名されない請負者は、特定元方事業者に対し、作業間の連絡調整等において協力すること。

[完成図等]

(34) 本工事の設計図CADデータを貸与する。貸与したCADデータは、本工事の履行に必要な施工図の作成及び完成図の作成においてのみ使用することとし、それ以外の目的で使用してはならない。また、当該CADデータは完成検査時にすべて返却することとし、請負者において工期中に複製又は再配布している場合はすべて消去すること。

(35) 公共建築工事標準仕様書に示す「建築物等の利用に関する説明書」（以下「説明書」という。）を次により作成する。

① 説明書は「建築物等の利用に関する説明書作成の手引き」（以下「作成の手引き」という。）に基づき、「建築物等の利用に関する説明書作成例」（以下「作成例」という。）を参考に作成する。作成の手引き及び作成例は、次のURLにより閲覧することが出来る。

http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun/kentikubuturiyou_tebiki.pdf

② 設計業務受注者及び本工事に関連する各工事の請負者が作成した説明書を監督職員から受領し、取りまとめるものとする。

なお、説明書の項目の重複や欠落がないように設計業務受注者及び各工事の請負者と調整を行うものとする。また、各工事の請負者から説明書作成に関する情報提供等の要請があった場合は、協力するものとする。

建築物等の利用に関する説明書の作成対象及び作成担当者一覧表

構成	項目	作成 対象	作成 担当者		作成方法
			設計 業務 受注 者	工事 受注 者	
概要	目的	○	—	○	作成例の加筆、修正により作成する。
	説明書の概要	○	—	○	
使用 の 手 引 き	設計主旨	○	○	—	作成の手引きに基づき、作成例を参考に作成する。
	施設概要	○	○	—	
	使用条件	○	○	—	
	使用方法	○	○	—	
	災害発生時等の対応	○	○	—	
	将来の改修・修繕における留意事項	○	○	—	
保全 の 手 引 き	保全の概要	○	—	○	作成例の加筆、修正により作成する。
	保全の方法	○	—	○	
	点検対象・周期一覧表	○	○	—	作成の手引きに基づき、作成例を参考に作成する。
	測定等対象・周期一覧表	○	○	—	
	取扱資格者一覧表	○	○	—	
	届出書類一覧表	○	—	○	
	設計及び工事担当者一覧表	○	—	○	
	資・機材一覧表	○	—	○	
官公署連絡先一覧表	○	—	○		
保全 計画	保全計画の概要	○	—	○	作成例の加筆、修正により作成する。

	中長期保全計画	○	－	○	作成の手引きに基づき、作成例を参考に作成する。
	年度保全計画	○	－	○	
保全 台帳	保全台帳の概要	○	－	○	作成例の加筆、修正により作成する。
	建物概要	○	－	○	
	法令による点検の記録	○	－	○	作成の手引きに基づき、作成例を参考に作成する。
	修繕及び工事、事故及び故障の記録	○	－	○	
	光熱水使用量及び費用、維持管理費の記録	○	－	○	
	その他の項目の記録	○	－	○	

8. その他

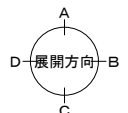
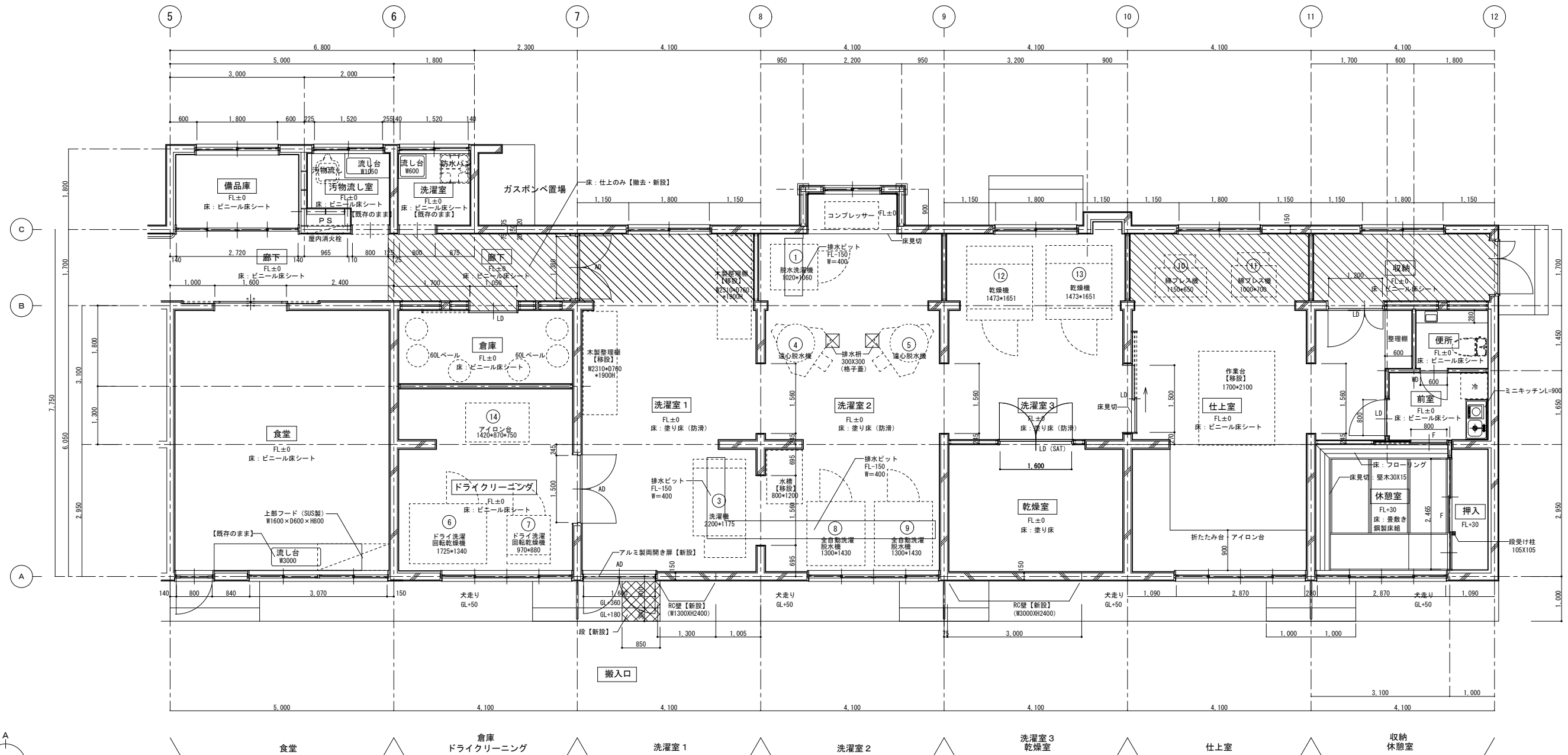
- (1) 本工事の完成図（電子データ）は、電子成果品として提出する。
 - 1) 電子データは、CD-R又はDVD-Rに保存すること。
 - 2) 電子成果品の提出の際には、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。
- (2) 本工事は、数量公開の対象工事であり、予定価格のもととなる工事費内訳書等から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したもの（以下「数量書」という。）を参考資料（参考数量）として公開、提供する。
- (3) 完成写真の著作権の権利等について、請負者は完成写真の撮影者との契約に当たって、次の事項を条件とすること。
 - ① 完成写真は、国が行う事務並びに国が認めた公的機関の広報に、無償で使うことができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
 - ② 次に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。
 - 1) 完成写真を公表すること。
 - 2) 完成写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。
- (4) 本工事はワンデーレスポンス対象工事である。

「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するように対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

受注者は、計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。

受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を究明するとともに速やかに文書にて監督職員へ報告することとする。



凡例

FL±0 = 設計GL+510

床は仕上のみ新設範囲を示す。
(土間コンクリート【既存のまま】)

移設機器リスト

No	機器名称	形式	KW	重量	寸法 (巾、奥行、高さ)	No	機器名称	形式	KW	重量	寸法 (巾、奥行、高さ)
①	脱水洗濯機	W3300H (三洋商事)	3相200V	509kg	1020*1060*1594	⑨	全自動洗濯脱水機	WER-30S (アサヒ製作所)	3相200V	1180kg	1300*1430*1915
②	欠番					⑩	綿プレス機	NCP-300 (アサヒ製作所)	3相200V		1150*650*H
③	洗濯機	BS-3350 (アサヒ製作所)	3相200V	910kg	2200*1175*1460	⑪	綿プレス機	NAP-700 (アサヒ製作所)	3相200V		1000*700*H
④	遠心脱水機	NE2-30 (アサヒ製作所)	2.2KW	710kg		⑫	乾燥機	NNT-60A (アサヒ製作所)	3相200V	1085kg	1473*1651*2255
⑤	遠心脱水機	NE2-30 (アサヒ製作所)	2.2KW	710kg		⑬	乾燥機	NNT-60A (アサヒ製作所)	3相200V	1085kg	1473*1651*2255
⑥	ドライ洗濯回転乾燥機	COAR4-20CK (アサヒ製作所)	3相200V	910kg	1725*1340*1700	⑭	アイロン台	100S/100A (直本工業)	100V	80kg	1420*870*750
⑦	ドライ洗濯回転乾燥機	ANT-1020 (アサヒ製作所)	3相200V		970*880*1700						
⑧	全自動洗濯脱水機	WER-30S (アサヒ製作所)	3相200V	1180kg	1300*1430*1915						

アサヒ製作所 045-811-2371